

議案第128号

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

林野火災の予防に関する事項の追加

飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例

飛驒市火災予防条例（平成16年飛驒市条例第240号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」
「第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」
に改める。
」

第29条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7号を削る。

第3章の2の後に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

飛騨市火災予防条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2 —第29条の7)</u>	<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2 —第29条の7)</u>
第4章～第7章 略	第4章～第7章 略
第1条～第28条 略 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	第1条～第28条 略 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条 <u>火災に関する警報</u> _____が発せられた場合における火の使用については、 次に定めるところによらなければならない。 (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。 (2) 煙火を消費しないこと。 (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で 喫煙をしないこと。 (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて 市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。	第29条 <u>火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報 をいう。以下同じ。)</u> が発せられた場合における火の使用については、 次に定めるところによらなければならない。 (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。 (2) 煙火を消費しないこと。 (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で 喫煙をしないこと。 (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて 市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第30条～第42条の2 略

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けた

(6) 残火 (たばこの吸盤を含む。) 取扱又は火粉を始末すること

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用的の制限に従うよう努めなければならぬ。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第30条～第42条の2 略

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けた

ときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 略

第42条の4～第44条 略

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
-

ときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 略

第42条の4～第44条 略

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 (4) 水道の断水又は減水 (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事 (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）	（2）煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け （3）劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 （4）水道の断水又は減水 （5）消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事 （6）祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。） <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>
以下 略	以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	林野火災予防の実効性の向上
制定改廃の根拠等	大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について（令和7年8月29日消防庁次長通知）及び林野火災の予防及び消火活動について（平成15年10月29日消防災第206号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>1 条例第29条の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定する火災警報であることを明確にし、条例第29条第7項に規定する屋内における火の使用の制限を削除とした。 (条例第29条関係)</p> <p>2 気象の状況が林野火災の予防上注意を要するときは、林野火災注意報又は林野火災警報を発することができることとし、条例第29条に規定する火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととした。 (条例第29条の8関係)</p> <p>3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にした。 (条例第45条関係)</p>
市民への影響等	降水量が少ない期間に林野火災予防上注意を要すると判断した場合に、林野火災注意報及び林野火災警報を発令し、市民は、山林、原野等における火の使用を中止する等努めて頂くこととなる。
施行日	令和8年1月1日
備考	